

公立大学法人神戸市看護大学基金規程をここに公布する。

2022年5月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第1号

公立大学法人神戸市看護大学基金規程

(設置)

第1条 神戸市看護大学における学生支援，教育研究活動等の一層の充実を図ることを目的として，公立大学法人神戸市看護大学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，次に掲げる額とする。

- (1) 市民又は事業者が基金への積立てを指定し，又は理事長が基金への積立てを適当であると認める寄附金額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか，予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(事業)

第4条 基金は，第1条の目的を達成するため，次の各号の事業に充てるものとする。

- (1) 学生への支援事業（公立大学法人神戸市看護大学修学支援基金規程（2021年9月規程第14号）第4条各号に規定する事業を除く。）
- (2) 教育研究活動への支援事業
- (3) 国際交流活動への支援事業
- (4) 地域貢献活動への支援事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか，第1条の目的の達成に必要な事業

(事業年度)

第5条 基金の事業年度は，4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金の管理)

第6条 基金は，法人本部長が管理する。

2 法人本部長は，次の帳簿を備え，基金の経理状況を明らかにするものとする。

- (1) 基金明細簿
- (2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2022年1月1日から適用する。